

新潟市巻文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 61 号

新潟市巻文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市巻文化会館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「別表備考 11」を「別表備考 10」に改める。

第 11 条第 1 項の表 3 の項中「、練習室及びホワイエ」を「及び練習室」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区 分	種類	単位	利用 区分	使用料の額 (円)
舞 台 設 備	指揮者台（譜面台付き）	1 台	1 日	270
	譜面台（スタンド式）	1 台	1 日	200
	譜面台（折畳み式）	1 台	1 日	130
	音響反射板	1 式	1 日	4,090
	所作台	1 式	1 日	6,820
	所作台（花道用）	1 式	1 日	1,360
	松羽目及び竹羽目	1 式	1 日	4,090
	鳥屋囲及び掲幕	1 式	1 日	950

平台	1枚	1日	130
開き足	1個	1日	130
箱足	1個	1日	130
木台	1個	1日	130
金 ^{びょう} 屏風	1双	1日	4,090
鳥の子屏風	1双	1日	2,730
めくり台	1台	1日	130
紗 ^し 幕	1掛	1日	680
浅 ^ぎ 葱幕	1掛	1日	680
バトン	1本	1日	130
毛せん	1枚	1日	130
長座布団	1枚	1日	130
定敷ござ	1本	1日	270
階段	1台	1日	200
和太鼓	1台	1日	680
国旗	1枚	1日	130
市旗	1枚	1日	130
演台	1式	1日	680

	司会者用演台	1台	1日	400	
	姿見	1台	1日	400	
	ドロップ	1張	1日	5,460	
	ジョーゼット	1点 1式	1日	6,820	
照明 設備	照明セットA (小講演会等用)	1式	1日	5,460	
	照明セットB (大講演会等用)	1式	1日	13,650	
	照明セットC (小規模公演等用)	1式	1日	17,740	
	照明セットD (中規模公演等用)	1式	1日	20,470	
	照明セットE (大規模公演等用)	1式	1日	27,300	
	スポットライト	1KW	1台	1日	270
		500W以下	1台	1日	130
		ストリップライト (3尺×4灯)	1台	1日	130
	効果 器具	エフェクトスポット	1台	1日	680
		スパイラルマシン	1台	1日	680
フィルムマシン		1台	1日	680	
ディスクマシン		1台	1日	680	
波マシン		1台	1日	680	

オーロラマシン	1台	1日	680
ドライアイスマシン（ドライアイ スを除く。）	1台	1日	680
スライドキャリアマスク	1台	1日	270
オーバーヘッドプロジェクション ユニット	1台	1日	680
ミラーボール（置型）	1台	1日	400
ミラーボール（ ^{つり} 吊型）	1台	1日	1,360
カレイドマシーン	1台	1日	680
I T O / S o u r c e F o u r	1台	1日	680
ビーマックス	1台	1日	270
星球	1式	1日	680
マルチレンズ	1個	1日	270
先玉レンズ	1個	1日	270
種板	1枚	1日	130
プラステート	1式	1日	2,730
ピンスポットライト（2KW）	1台	1日	1,360
フォロースポットライト	1台	1日	680

音 響 設 備	マイク	2本以内	1日	1,360	
		3本又は 4本	1日	2,730	
		5本から 8本まで	1日	4,770	
		9本から 12本ま で	1日	6,140	
	エレベーターマイク装置	1式	1日	400	
	三点吊りマイク装置	1式	1日	680	
	拡声装置	1式	1日	2,730	
	ワイヤレスマイク装置	1式	1日	2,730	
	残響付加装置	1式	1日	1,360	
	補助ミキサー (8CH)	1台	1日	680	
	補助ミキサー (16CH)	1台	1日	2,730	
	スピーカー	はね返り足許用	1台	1日	680
		ステージ用	1台	1日	680
カセットテープレコーダー	1台	1日	680		
オープンリール・テープデッキ	1台	1日	680		

	レコードプレーヤー	1台	1日	400
	CDプレーヤー	1台	1日	1,360
	エコライザー	1台	1日	1,360
	マルチケーブル(8CH)	1式	1日	1,360
	マルチケーブル(16CH)	1式	1日	2,730
映 写 関 係	映写機(35mm)(スクリーンを含む。)	1式	1日	8,190
	スクリーン	1式	1日	1,360
ピ ア ノ	スタインウェイ(グランドピアノ)(調律料を除く。)	1台	1日	9,550
	ヤマハ(グランドピアノ)(調律料を除く。)	1台	1日	6,820
	カワイ(アップライトピアノ)(調律料を除く。)	1台	1日	2,730
そ の 他	持込み機器	1KW	1日	400
	TV中継用電源	1回路	1日	4,090

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第8条の改正規定及び別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市巻文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。